

連携カルテサービス更新に係る要求仕様書

令和2年1月27日

NPO 法人 しまね医療情報ネットワーク協会

1 はじめに

1-1 名称

連携カルテサービス更新業務

1-2 本要求仕様書の位置づけ

「連携カルテサービス更新に係る要求仕様書」（以下「本要求仕様書」という。）は、NPO 法人しまね医療情報ネットワーク協会（以下「当協会」という。）が発注する委託業務に関する提案競技説明資料である。

連携カルテサービス更新業務（以下「本委託業務」という。）は、提案競技による委託者選定方式を採用することから、本要求仕様書において示した要件を達成するための解決方法や実現方法等について、自由に提案することができ、本要求仕様書に記載された要件は、原則として全て実現するべきものであるが、実現できない要件がある場合には代替案を示すこと。要件に対し提案が無い場合や代替案を示さない場合には、仕様を満たさないものとして取り扱うものとする。

1-3 適用

本要求仕様書は、しまね医療情報ネットワーク（以下「まめネット」という。）上で稼働する連携アプリケーションである連携カルテサービス（以下単に「連携カルテサービス」という。）の更新を実施するために必要となるインフラ等並びにそれらの付属品の調達及び設置に関する業務契約の仕様を示すものである。

また、本要求仕様書には、調達するハードウェア、ソフトウェア及びライセンスの要件、導入場所、スケジュール、設置場所における作業（導入手順の概要）と支援内容、及び導入に関する要件を記載している。

2 委託業務の概要

2-1 背景

(1)現状

島根県では、県民に対してより安全で質の高い医療を提供するため、地域医療再生計画に基づき、県内全域の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション等の医療機関をつなぐまめネットを整備し、島根県地域医療支援会議医療 IT 専門部会により指定された当協会が平成 25 年 1 月から運用を行っている。

このまめネット上で、基盤システムとして「利用者認証基盤」「ポータルサービス」「患者 ID 連携基盤」を、医療情報連携のための連携アプリケーションとして「連携カルテサービス」「紹介・予約サービス」「画像中継サービス」「調剤情報管理サービス」などを運用している。

また、平成 27 年 4 月からは、在宅医療を受ける患者を支える医療機関（病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーションなど）、介護施設（居宅介護支援事業所、介護サービス事業所など）等が、患者のケアに必要な情報を共有する「在宅ケア情報共有サービス」の運用を開始し、まめネットを医療・介護連携の分野に拡大したところである。

本委託業務の対象となる連携カルテサービスは、多数の医療機関が利用する基幹サービスとなっているが、サービス稼働後5年を経過し、まめネットデータセンター及び各医療機関が保有するサーバ機器の保守期間終了を迎えたことから、本委託契約にてサービスの更新を行っていく。

(2) 調達の基本的な考え方

以下の視点に基づき調達を行う。

(ア) 運用費の削減

連携カルテサービスの運営費は参加施設が負担している。まめネットデータセンター側のハード・ソフト保守費用については医療機関からの利用料で賄っており、医療機関側に設置された中継サーバの保守費用については、各医療機関が保守料を負担している。今後の持続的な運営を考えると、サーバの集約を図ること等により、まめネットデータセンター側、医療機関側の双方の運用費を可能な限り削減する必要がある。

そこで、今回の調達に当たっては、まめネットデータセンター側、医療機関側の運用費を合計した全体の運用費が安価であることをもっとも重視する。

(イ) 災害時の業務継続性

現行サービスでは、医療機関側の中継サーバが医療機関の施設内に設置されていることから、災害時に被災医療機関のSS-MIXが閲覧できなくなる可能性が高い。更新に当たっては、各医療機関のセキュリティポリシーに配慮しつつ、可能な限りデータを集約し、災害発生時にも安定的にサービスを継続できる仕組みを構築することが必要である。

(ウ) 安定稼働

今回のシステムは医療行為に関わるものであるため高い可用性が求められるが、一方で、当面の費用負担の軽減を図る観点から、過剰な投資は控えざるを得ない。平日診療時間中のサービスの停止時間を可能な限り短くすることを前提としつつ、24時間365日の運用も可能なサービスが求められる。

(エ) 柔軟性・拡張性

本システムの利用者は全県に渡り、ヘルスケアに関わる多種・多数の施設が利用する。このため、今回調達するシステムは、運用の変更等に柔軟に対応できるとともに、将来、利用者の増加に伴う拡張性を有することが求められる。

2-2 患者同意の考え

他県の同種サービスとは異なり、まめネットでは、診療情報は患者本人のものという理念で、患者を中心とした同意制度を構築している。

具体的には、①患者がまめネットへの参加に同意すると、医療機関が保有している診療情報が連携カルテサービスに紐づけされる。さらに、②患者が個別の医療機関へ同意すると、当該医療機関は連携カルテサービスで患者の情報を閲覧可能となる。

①の段階では、医療機関は連携カルテサービスの情報は閲覧できず、患者が、自らの診療情報を閲覧してもらうことでより良い医療が受けられると判断すれば、その医療機関に②の同意を行うことで情報共有が開始される。

今回調達するシステムは、まめネットの同意制度に対応した運用が可能であることが求められる。同意制度の詳細は別紙1（同意説明書）を参照すること。

2-3 業務実施方針

連携カルテサービス更新の実施に当たっては、確実かつ円滑に業務を推進する体制を整え、スケジュールに基づいて着実に実施すること。以下に本委託業務の実施方針を示す。

(1) 調達・構築方式

- (ア) 更新業務に必要なソフトウェア等の調達等を行い、本要求仕様書に定められた機能を構築すること。
- (イ) 基盤サービスの利用者、患者情報及び、同意情報を連携取得することにより、まめネット独自の患者主導の情報開示・情報閲覧が行えること。
- (ウ) 本委託契約で更新を行う連携カルテサービスは、24時間365日常時稼働が行えること。
- (エ) 保管する当協会の情報やデータに対しては日本国の法令等を適用すること。
- (オ) 当協会の保有する情報やデータ（ログや設定情報含む）を第三者に開示するときには、事前に当協会の承認を得ること。
- (カ) 本契約又は保守契約終了後には、保管する当協会の情報やデータを、当協会の指示する方法により速やかに引き渡し、引き渡し後は消去すること。

(2) 役割分担

適正かつ確実に業務を実施するため、当協会と委託事業者の役割分担を明確にすること。

(3) 業務に係る調整等

円滑に業務を実施するため、当協会との情報の共有化、必要事項の調整・決定、課題解決を主体的に図ること。また、当協会スタッフにて調整等が必要な場合には調整に必要な資料の作成を行うこと。なお、調整等を行う場所は基本的に当協会内とし当協会が場所の提供を行う。

(4) セキュリティの確保

セキュリティリスクが想定される場合は、その脅威と対策を必ず講ずること。

(5) 信頼性の確保

安定稼働を実現するため拡張性・信頼性を重視した設計・構築を行い、計画的な保守作業等を行う場合を除き、常時基盤の稼働が行える設計とすること。

2-4 委託期間・スケジュール

本委託契約の業務期間は、契約締結日から令和3年3月31日までとする。令和3年4月より運用保守となるが、運用保守に係る業務は本委託契約の委託事業者と別途契約を行う。

なお、大まかなスケジュールを下記の通り示す。

令和2年度	4月	本委託業務に着手
令和2年度	11月	連携カルテサービスの仮稼働
令和2年度	11月末	既存連携カルテサービスから新連携カルテサービスへの移行開始予定
令和2年度	1月	新連携カルテサービスの稼働
令和2年度	3月末	本委託業務の終了
令和3年度	4月	運用保守業務開始

2-5 業務範囲

連携カルテサービスは、各医療機関等に分散している患者毎の診療情報、健診情報について、患者の許可を得た医療機関等が一元的に閲覧することができるサービスで、一元的に閲覧するためのセンターサーバをデータセンターに置き、各医療機関等の診療情報を格納する個別サーバ（以降は「中継サーバ」とする）及び、診療所の診療情報を1中継サーバに集約した共用中継サーバの3種のサーバから構成される。

また、上記3種のサーバ以外に健診サービスでは健診情報を提供するための健診用中継サーバ、調剤情報サービスでは調剤情報を提供するための調剤用中継サーバもあるが、この2種の中継サーバは本調達以外とする。

以下に本調達の大まかな項目を示すが、適切な業務管理及び本要求仕様書に示す要件を踏まえた連携カルテサービスの構築等に係る業務全てを本委託業務の範囲とする。

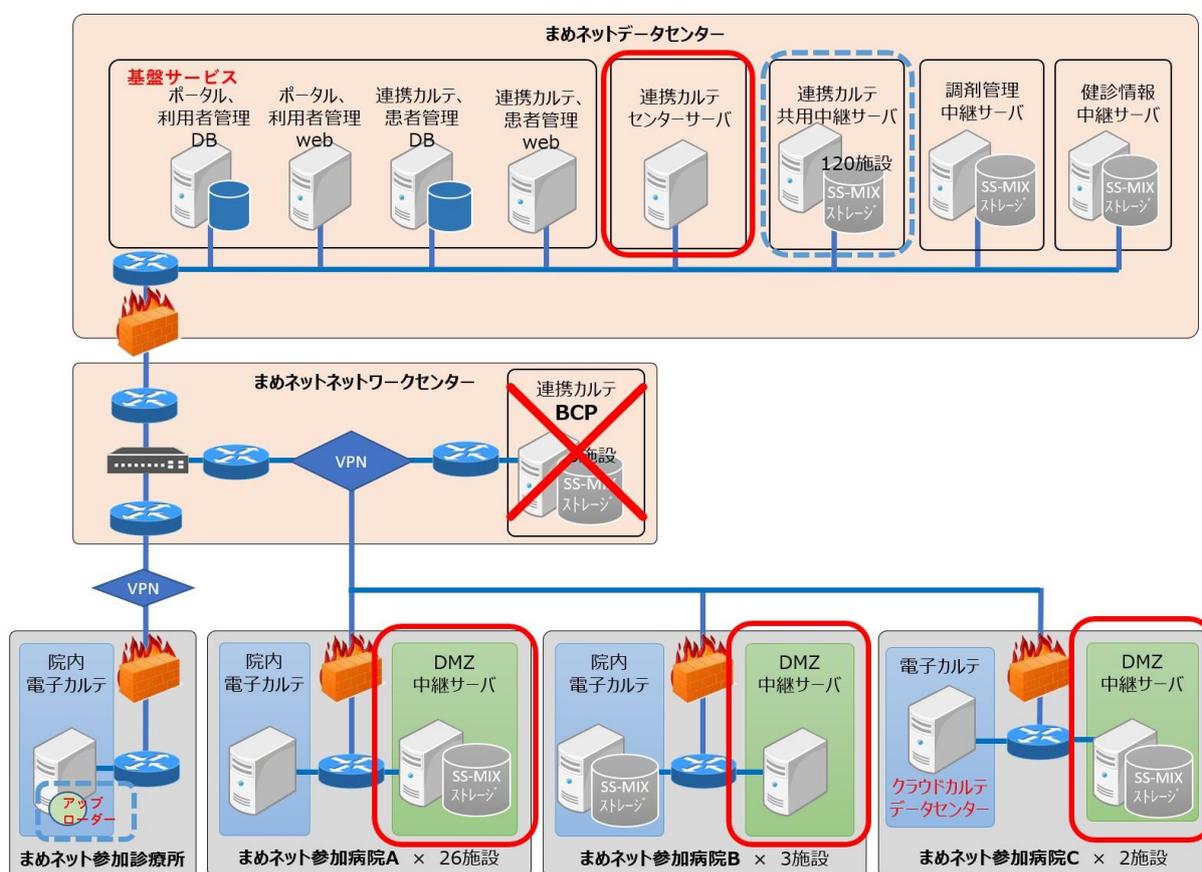


図1 「連携カルテサービス概要」

- (1) 連携カルテサービスを構成するセンターサーバ、中継サーバ及び、共用中継サーバが複雑に連携することによって診療情報の表示が可能となることから統合した全体設計作業（中継サーバには Proxy、FierWall 機能が含まれる）
- (2) 連携カルテサービスを構成するセンターサーバ、中継サーバの設置・構築作業（設定及び各種テスト含む）

- (3) 既存連携カルテサービスから本委託契約で更新を行う連携カルテサービスへの移行設計及び移行作業
- (4) 連携カルテサービスの運用規約及びその他ドキュメント（設計書、運用手順書、マニュアル等）の作成、更新作業
- (5) 連携カルテサービスを構成する医療機関の中継サーバの管理者向けの操作資料作成及び説明会の実施
- (6) 中継サーバ設置医療機関（別紙2参照）との移行に係る調整業務
- (7) 設計、構築、システム移行に関わる全てのプロジェクト管理業務

2-6 留意事項

(1) 情報の管理

個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は組み合わせ等により識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱うこと。

(2) 法令等の遵守

- ① 関係法令等を遵守すること。
- ② 医療情報の3省3ガイドラインを準拠すること。

(3) 本委託業務に必要な許認可について

本委託業務の実施に当たって必要となる各種許認可は、委託事業者の責任で取得すること。

(4) 成果物等

本委託業務に係る成果物等を納入すること。なお、納入は編集可能な形式で保存されている電子媒体及び印刷物を原本とし、納入期限及び部数は当協会スタッフの指示に従うこと。

(ア) 納入すべき主たる物件

① 本委託契約に係る提出物

- 業務計画書 ○基本設計書 ○詳細設計書 ○打合せ議事録一式

② 移行に係る提出物

- 移行計画書 ○移行確認書

③ 試験に係る提出物

- 試験計画書 ○試験成績書

④ 管理者説明会に係る提出物

- 利用を行う各システム管理者説明会用テキスト

⑤ 運用・保守に係る提出物

- 障害対応マニュアル ○リカバリデータ ○リカバリマニュアル
- 利用者マニュアル ○運用管理に係るマニュアル

(イ) 構築成果物

- 連携カルテサービス一式

3 業務管理（プロジェクト管理）

本業務管理は、「2-5 業務範囲」項に示す業務範囲に対して実施し、下記の項目に留意の

上、実施すること。

3-1 管理

(1) 作業や成果物等に係るマネジメント

本委託業務開始後に必要な作業を明確化し、作業項目を体系的に整理して文書化すること。また、作業項目等について変更等があった場合についても変更理由を明確にして当協会に報告し、承認を得ること。

(2) 時間に係るマネジメント

本委託業務を効率的に実施するため業務実施手順及びスケジュール等を作成し、効率的に本委託業務を実施すること。

(3) 品質

ISO9001 等の品質管理方針に基づき、品質管理計画を立案し、品質を保証すること。また、作業結果等に対する品質管理を実施すること。なお、ドキュメントやソースプログラム等の成果物の品質を保つために、開発や保守を行うチームとは別に、品質管理を専門に行う部署があることが望ましい。

(4) 人員・体制

本委託業務に必要なスキルを保持した人員を配置し、全体の体制図を作成し、本委託業務を通じて、配置した人員の変更は極力行わないこととし、主要な人員（プロジェクトマネージャ、各フェーズの責任者等）については、体制図に所属及び氏名を明記し、所持している資格（仮想化ソフトウェアメーカーの上位技術資格、情報処理技術者試験の「プロジェクトマネージャ」、米国 PMP（Project Management Professional）など）や業務経歴など本委託業務に必要なスキルを保持していることを示す書類や資料を提案書の提出時に併せて提出すること。

また、構築作業が遅延した場合や運用開始前にトラブルが発生した場合、速やかに対応できる体制を確保すること。

(5) 情報の共有化

本委託業務において作成・提出配布・保管等される情報については全て管理し、情報共有の仕組みを整備すること。また、更新作業に係る定例報告会議（月に 1 回以上）に参加し、他の更新委託業者と課題等の懸念事項・共有事項等の明確化を図ること。

なお、本委託業務において作成される書類や報告書等は、当協会の依頼があった場合は、速やかに提示すること。

(6) 課題対応

問合せや課題が発生した場合には適切に管理し、本委託業務のスケジュールやコストに影響を与えない対応策を講じること。

(7) 課題対応に係る統合的マネジメント

本要求仕様書及び契約書等本委託業務に係る文書、当協会より指示を受けた内容並びに課題検討事項を踏まえ業務計画書を作成し、当協会に提出し承認を受けること。

本委託業務の進捗状況については、状況を定量的に把握できる形で当協会に報告し、遅延時等が発生した場合には理由等を明確にし、報告すること。また、作業内容等に変更があった場合についても、変更理由や影響範囲等を明確にし、文書により報告するとともに、業務計画書や関連する文書に変更を反映してバージョン管理し、当協会の承認を受けること。

3-2 認定

委託事業者が情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度（日本情報処理開発協会）における認証、プライバシーマーク（日本情報処理開発協会）又はISO9001を取得していることを示す資料を提出するか、又は同等の体制を保持していることを示す書類を提案書の提出時に併せて提出すること。

4 本委託業務の前提条件

4-1 連携カルテサービスの概要

本委託業務では、まめネットサービスの連携カルテサービスについて既存連携カルテサービスより移行を行うこととし、既存連携カルテサービスと同等以上の製品へ更新する。

また、連携カルテサービスの構築においては、安定性、運用性を確保するため、導入実績や運用効率の高い構成とする。

(1)連携カルテサービスの全体構成

まめネットで利用している既存連携カルテサービス概要を図1で示す。なお、連携カルテサービスへの移行は、コスト抑制、データの保全性（BCP対策）のため、中継サーバ内のデータは極力データセンターへ集約することが望ましいが、情報提供病院の意思によりデータセンターに集約はせず施設内にデータを置くこともできること。

(2)利用状況（R1.12月末時点）

①登録施設（842施設）

情報提供施設：141施設

（中継サーバ設置施設数： 31施設 アップローダー設置施設： 110施設）

閲覧施設：161施設

②登録利用者

診療科：68科

職種：41種

人数：9,473人

③登録患者

患者・同意数：56,565人

4-2 基本的な要件

(1)連携カルテサービス上で本要求仕様書の要件を満たすために必要な物品（機器、ライセンス等）については、漏れること無く提案及び見積もりに含めること。

(2)提案時に全体の構成・仕様等を示すこと（カタログ等の資料一式も提案書の提出時に併せて提出すること。）。

(3)本委託契約で新たに調達する物品は全て新品とすること。また、今回構築期間が長いため、調達する物品導入時に提案された物品等が販売終息している場合は、当協会と協議し後継物品等へ変更を行うこと。

- (4)ハードウェアは保守が容易に行うことができ、24時間365日の運用を考慮した構成であること。
- (5)連携カルテサービス一式のデータセンターや情報提供施設への設置に伴って必然的に必要となる物品（接続部品等）については、本要求仕様書本文及び想定構成一覧の記載の有無に関わらず提供すること。

4-3 ハードウェア構成・ソフトウェア設計

- (1)連携カルテサービスの設計や設定は委託事業者が保有するスキルや経験を活かして、当協会の要件に応じた最適なハードウェアの選定及び構成を行い、ソフトウェアを含む設計を行うものとする。
- (2)信頼性向上と製品や機器の機能を最大限に活用するため、まめネットサービスシステムの特性を考慮して最適化された連携カルテサービスの構築及び安定稼働を実現するため、基本設計、詳細設計、テスト計画、運用設計を提出すること。
 - (ア)月例にて障害状況の進捗報告又は報告会を開催し、当協会からの質問・懸念事項に関する解決を行うこと。

4-4 連携カルテサービスの環境

(1)設置場所

(ア)連携カルテサービスセンターを構成するサーバ等の機器類は、当協会が別途準備するデータセンター（サーバ仮想化ソフトを利用した仮想基盤）又は、災害対策・リスク分散の観点から島根県外で各都道府県が策定する地域防災計画に定めるPAZ及びUPZの地域外で尚且つ日本国内のISMS準拠のデータセンターを利用し構築すること。

※当協会が準備するデータセンター以外でのデータセンターを利用する場合は、証明書や確認が行える書類を添付すること。

※当協会が提供する仮想基盤は別途調達中だが、仮想基盤上で稼働するのに必要なライセンスを準備すること。ライセンスの積算に必要なスペック（設計時）について以下に示す。

CPU:128コア(Xeon Gold 6242)、メモリ:384GB、ストレージ:70TB

(イ)情報提供施設用の中継サーバ等の機器類は、別紙2「まめネット中継サーバ設置医療機関」に示す医療機関が準備するデータセンター又は、当協会が別途準備するデータセンターに構築すること。

中継サーバ機器の設置に係る電源ケーブル、ネットワークケーブルはできるだけ既設の物を引き続き使い、設置する機器の搬入・据え付け・調整に係る一切の経費は受託業者の負担とするので、見積もりに含めること。

(ウ)機器類を設置、接続し、疎通確認等の確認作業を実施すること。

なお、設置・疎通確認の日程、体制、内容、項目等について、実施作業の1週間前までに当協会及び情報提供施設と協議を行ない、当協会の承認を得ること。

(2)ネットワーク環境

①本委託業務で構築するセンターサーバや中継サーバをしまね医療情報ネットワーク基盤に接続すること。

※しまね医療情報ネットワーク提供ベンダーの支援方法や詳細については、以下の連絡先で確認できる。

株式会社NTTデータ中国 法人事業部 ヘルスケア&クラウドサービス部

担当：大久保

電話：082-505-4533

4-5 既存業者との連携

既存稼働中の連携カルテサービスを移行するため、既存連携カルテサービス構築導入業者である富士通株式会社と移行に係る調整を行うこと。また、各調整作業に当たっては、主体的に調整作業を行うこと。

※連携カルテサービス提供ベンダーへの問い合わせについては、以下の連絡先で確認できる。

富士通株式会社 山陰支社 担当：下村

電話：0852-24-6695

4-6 開発・構築環境

- (1) 開発・構築環境は委託事業者が確保すること。ただし、仕様の打合せ等、最低限必要な作業場所や構築調整会議の会議スペース等の確保は当協会で行う。
- (2) 開発・構築作業用のハードウェア、ソフトウェアは委託事業者において準備すること。
- (3) 開発・構築環境におけるセキュリティ管理を行うこと。

4-7 その他ソフトウェア要件

- (1) 本委託契約で「4-1 連携カルテサービスの概要」を参考に必要なライセンスがあれば全て用意すること。
- (2) 導入されたライセンスについて、稼働から7年分を用意すること。

4-8 連携カルテサービスの動作要件

まめネットでは他の連携アプリケーションサービスが多々あり、連携カルテサービスも他の連携サービス同様にまめネット利用環境で動作すること。

※まめネット利用環境は当協会HPを参考にすること。

4-9 利用者認証機能

本委託契約で構築する連携カルテサービスについて、基盤サービスが提供する連携インターフェイスで連携を行い以下の機能を有すること。この時、インターフェイスを変換する必要がある場合は、そのシステム、サーバ等も本委託契約に含むこと。

※連携に必要なインターフェイス仕様については、当協会にインターフェイス仕様書（サービス事業者用）の開示を求めること。

(1) 利用者の認証機能

まめネットの利用者管理からインターフェイスを使いシングルサインオンを実現し、再度ID及びパスワードを入力することなく利用できること。

(2) 利用者のアクセス制御機能

ログインした利用者の権限設定により使える機能やアクセスできる情報の制限が行えること。さらに、アクセスログ（日時、アクセス先、アクセス者名等）を採取し、セキュリティインシデントが発生した場合に追跡調査が可能な対策を講じること。

(3) 患者の同意情報認証機能

「2-2 患者同意の考え」をまめネットの患者管理からインターフェイスを使い同意情報を取得することによりログインした利用者の所属施設で閲覧制限を行うこと。

4-10 マニュアル・説明会

(1) マニュアル等の作成

(ア) 本調達に係るシステムの利用操作に係る下記マニュアルを作成すること。また、各マニュアルについては、紙で3部、電子データ（加工ができる保存形式）を納品すること。

① 管理運用に係るマニュアル

② 利用者マニュアル

(イ) マニュアル類は分かりやすい表現に努めるとともに、一般的でない用語を使用する際は注釈や用語集等をつけること。

(2) 説明会の開催

(ア) 本稼働前に、当協会システム担当スタッフや別途運用支援業務により委託されている現地スタッフへ、連携カルテサービスの機能や利用者マニュアルに基づく操作方法及び、管理者マニュアルに基づく教育や操作方法等について説明会を行うこと。

4-11 運用・保守管理

まめネットのサービスには、患者搬送の判断に必要なサービスも複数有り、トラブルや不具合が発生した時には解決に向け即時対応を行う必要がある。

(1) トラブル対応

(ア) 24時間365日監視を行うこと。

(イ) トラブル発生時の受付を24時間365日行い、受け付けた後は速やかに対処を行うこと。

(ウ) 構築時に配備したプロジェクトマネージャ又は主要なシステムエンジニアは次回連携カルテサービスの更新まで極力変更を行わないこと。

5 業務仕様

5-1 既存サービスとの連携

まめネットで準備する連携インターフェイスを利用し基盤サービスと連携すること。【必須】

(1) 基盤サービスと連携し利用者IDを入力することなくシングルサインオンを実現できること。【必須】

(2) 基盤サービスと連携し同意情報を取得し同意された施設で閲覧が行えること。【必須】

(3) 施設の電子カルテや連携アプリケーションサービスから呼び出されるためのインターフェイスを準備すること。【必須】

5-2 機能要件

(1) 取り扱う診療情報及び健診情報

取り扱う診療情報及び健診情報については SS-MIX2 で各情報提供機関より出力される。

- ①標準化ストレージ、拡張ストレージを使った表示可能な項目について提案すること。【提案必須】
- ②標準化ストレージ、拡張ストレージを使って一元的に患者情報を見ることができること。【提案必須】
- ③また、端末画面上の見せ方（画面サンプル又は画面設計の考え方）を提案すること。【提案必須】
- ④情報共有する情報項目等を追加する場合の対応の考え方について提案すること。【提案必須】
- ⑤医療の質の向上及び医療行為等の現場の業務の効率化の観点から有効な提案を行うこと。【提案任意】
- ⑥その他有効な提案があれば提案すること。【提案任意】

(2) 連携カルテサービスの起動方法

- ①連携カルテサービスの起動方法は、しまね医療情報ネットワークのポータル画面のメニューから起動する方法の他に、電子カルテや連携アプリケーションサービスを操作中に簡易に起動できる方法を提案すること。【提案必須】
- ②電子カルテや連携アプリケーションサービスから起動するときにおいて、電子カルテや連携アプリケーションサービスにより対象患者を特定しているときは、当該システムから患者情報を取得し、患者選択がされた状態で起動できる機能を有すること。そのために必要な連携方法及び、連携のための条件について提案すること。【提案必須】

(3) 患者の選択方法

- ①連携カルテサービスの起動後に、患者の選択を行う場合の、選択方法（画面サンプル又は画面設計の考え方）を提案すること。【提案必須】
- ②患者選択を容易に行う方法及び患者の取り違いを防止する方法等について、提案を行うこと。【提案任意】

(4) 診療情報の印刷等

- ①診断に利用した情報を自らの病院のカルテに保存したいというニーズに対して、閲覧した診療情報の印刷機能又はファイル出力機能について考え方を示すこと。【提案必須】

(5) 閲覧権限管理

- ①閲覧施設での診療情報の閲覧は、患者から閲覧同意を得て行うこととしており、閲覧同意を得た施設であるかどうかは、基本サービスの患者情報連携基盤で管理する。患者の診療情報等の表示の可否について患者情報連携基盤から情報を取得し、制御すること。【必須】
- ②利用者の職種情報は、基本サービスの利用者情報連携基盤で管理する。利用者の職種による利用者の閲覧権限の管理について、その可否及び可能な場合の管理レベル（項目毎か画面毎かなど）について提案すること。【提案必須】

(6) 緊急時の情報閲覧

患者が意識不明等により緊急搬送された際に、患者から閲覧の閲覧同意が得られない場合において、包括同意に基づき、緊急処置に必要な情報について処置を行う医師が閲覧できることとしている。これを実現するための仕組みを提案すること。【提案必須】

なお、同意制度の詳細は別紙 1（同意説明書）を参照すること。

(7) 電子カルテとの連携方法

①現在は電子カルテ内の診療情報は、中継サーバ内の SS-MIX ストレージに保存し、連携カルテサービスの要求に応じて情報を提供することとしているが、情報提供する医療機関の電子カルテと中継サーバとの連携方法について提案すること。【提案必須】

(8) 中継サーバ

①病院等の電子カルテから出力される SS-MIX を欠落させることなくセンターサーバで表示できる仕組みについて提案すること。【提案必須】

②既存中継サーバ内の SS-MIX データを新中継サーバで利用する場合は、移行方法について提案すること。【提案必須】

③病院等に中継サーバを設置する必要がある場合は、設置する方法を提案すること。【提案必須】

④中継サーバは整備に必要な概算費用及びその内訳を示すこと。【提案必須】

※ 1 病院規模・データ保存年数等によって異なる場合には、その規模等ごとに必要な費用等を示すこと。

※ 2 内訳には、必要とするソフトウェア名を示すこと。なお、ソフトウェア及びそのバージョンを特定する必要があるときは、その旨を明示すること（明示がない場合には、同様の機能を有するソフトウェアでの代替が可能と判断する。）

※ 3 提案者のみが提供可能なソフトウェア等がある場合には、費用内訳にその旨を示すこと。

(9) 共用中継サーバ

共用中継サーバの項目については必ず提案することとし、費用については項目ごとに費用積算も行い提案すること。また、提案金額は本調達金額に含めないこととする。

①診療所等の電子カルテから出力される SS-MIX を欠落させることなくデータセンターに集約し保存できる仕組みについて提案すること。【提案必須】

②既存共用中継サーバ内の SS-MIX データを新共用中継サーバに移行する方法について提案すること。【提案必須】

③診療所等の SS-MIX データを共用中継サーバに保存するために、診療所等のパソコンにソフトウェアを設置する方法を提案すること。【提案必須】

(10) 拡張ストレージ

①電子カルテとの連携においては、現状 SS-MIX 標準化ストレージ及び、拡張ストレージを

利用しサービス提供を行っている。拡張ストレージを用い表示可能となる情報内容・方法（画面サンプル又は画面設計の考え方）を提案すること。【提案必須】

※1 拡張ストレージへの出力内容は、病院毎にその内容が異なることを前提として提案すること。

(11) 画像検査時の医療画像

① 検査画像を連携カルテで表示する方法について提案すること。【提案任意】

(12) その為

① その他として、有効な機能があれば提案すること。【提案任意】

5-3 性能保証

(1) 最も良く使う画面の表示に要する標準的な時間及び遅延要因について提案すること。【提案任意】

(2) サービス・レベル・アグリーメントに関する考え方を提案すること。【提案任意】

5-4 データ移行

(1) 中継サーバについて、既存 SS-MIX データを新サーバへ移行すること。【必須】

また、移行方法について提案すること。【提案必須】

(2) その他データ移行が行えるものについて提案すること。【提案任意】

5-5 可用性

(1) サービスの可用性についての対策について提案すること。【提案必須】

(2) 年間の保守停止時間を示すこと。【提案必須】

(3) 可用性に関するサービス・レベル・アグリーメントに関する考え方を提案すること。【提案任意】

(4) 連携カルテサービスの稼働後において、その状況を踏まえ24時間365日の運用保証を求めた場合の対応の可能性及びその際の増加費用について提案すること。【提案必須】

5-6 問い合わせ対応等

(1) 連携カルテサービスに関する当協会からの操作方法や質疑の受付窓口を最低限平日9時～18時において設置すること。【必須】

(2) システムトラブル発生時の受付を24時間365日行い、受け付けた後は速やかに対処を行うこと。【必須】

(3) 当協会では毎月QA会議を行っているが、受け付けた質疑やトラブル等の処理状況等を当協会に毎月10日までに報告すること。【必須】

(4) 上記を前提として、問い合わせ等に対する体制について提案すること。【提案必須】

なお、ネットワーク全体の障害等の連絡窓口は24時間365日開設しており、そこで障害の切り分けを行ったうえで連絡することを想定している。

(5) 構築時に配備したプロジェクトマネージャ又は主要なシステムエンジニアは次回更新まで

極力変更を行わないこと。【必須】

(6)問合せや保守対応に有効な提案があれば提案すること。【提案任意】

6. 費用

6-1 費用関連

(1)本委託契約の請負額の上限額は企画提案競技実施要領に記載のとおりだが、今後の持続的な運営を考えると、まめネットデータセンター側、医療機関側の双方の保守費用を可能な限り削減する必要がある。

そのため、更新後の保守費用（想定）についても、年間12,000,000円（消費税及び地方消費税を除く）を上限とする。【必須】

※更新後の保守費用は、まめネットデータセンター側の保守費と4-1(2)の利用状況を前提とした医療機関側の保守費の合計額を試算することで算出すること。また、試算に当たっては、積算根拠を明らかにすること。

(2)機器構成一覧表及び価格一覧表を提出すること。【必須】

(3)本調達で利用するソフトウェアライセンスに関する考え方を提示すること。【提案必須】

(4)7年分の保守費用及びその積算根拠を提出すること。【必須】

※契約については、更新構築業務と保守業務は別契約をするので保守費用は本提案の見積金額には含めないよう注意すること。

(5)導入費用の縮小に関して有効な提案があれば提案すること。【提案任意】

(6)保守費用の縮小に関して有効な提案があれば提案すること。【提案任意】

同意説明書

1. 事業参加・公開の同意

私は、「しまね医療情報ネットワーク」に接続している医療機関等で医療サービスを受けたときは、そこで発生した診療情報を、島根県医療情報ネットワークを利用して、「連携カルテ」に登録し、一元的に収集・管理することに同意します。

「しまね医療情報ネットワーク」は、島根県地域医療支援会議が定めた島根県医療情報ネットワーク基本要綱に基づいて提供される、許可された医療関係機関のみが利用可能なネットワークです。

この文章は、「しまね医療情報ネットワーク」により医療機関を結び、複数の医療機関に分散したあなたの診療情報を、「連携カルテ」としてまとめて管理し、それを診断等の際に活用することについて同意を求めるものです。

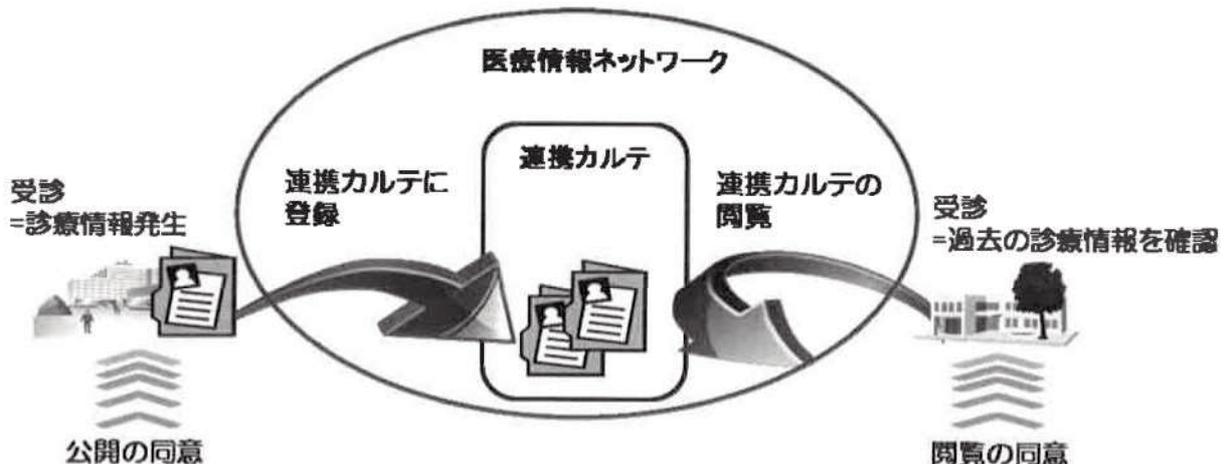
この同意により、あなたの診療情報を保有する参加機関はあなたの診療情報を連携カルテに登録します（あなたがこの同意をしたことを知らないために連携カルテにあなたの診療情報が登録されていないことがあります。）。

連携カルテを活用することで、医療機関で診断や調剤を行うときに、他の病気はないか、どんな治療を受けているかなど、他の医療機関で受診した状況を把握することが可能となり、正確な診断や安全な治療に大きく役立ちます。

※連携カルテで一元的に収集・管理する情報

連携カルテで扱う情報は、次の①、②の双方に当てはまる情報です。

- ①しまね医療情報ネットワークに接続している医療機関等であなたの同意後に発生した情報及び同意前から管理している情報
- ②診療、調剤、検査、健診など医療サービスに係る診療情報・健診情報及びあなた個人を特定するための情報（以下「診療情報等」といいます。）



2. 閲覧同意

私に対する医療サービスを目的として、下記「参加機関」の医療従事者が閲覧することに同意します。

連携カルテは、原則としてあなたが閲覧を許可した医療機関しか閲覧することはできません。この文章は他の医療機関から連携カルテに登録された診療情報を、[]内に記載した医療機関に閲覧させることについての同意を求める文章です。

「5. 例外的な閲覧に関する同意」の場合を除いては、閲覧が可能な者は医療従事者、つまり医師・歯科医師・薬剤師など、医療サービスに直接関わる者にシステム上限定しています。

なお、閲覧可能な情報は連携カルテに登録された全ての情報となり、特定の病院や特定の診療科の診療情報について閲覧を制限することはできませんのでご承知ください。

3. 例外的な閲覧に関する同意

以下の例外的な閲覧についても同意します。

- (1) 個人の特定・紐付のためにあなたの個人情報を参照する場合において、あなたの氏名、住所、性別、生年月日、電話番号を、全ての参加機関で、システム利用権限を有する者が閲覧すること
- (2) あなたが、意識不明になるなど意思表示ができない場合であって、生命または身体を保護するために緊急に医療上の処理が必要な場合において、(1)において閲覧可能な情報に加え、過去医療サービスを受けた参加機関名とその期間、病歴、アレルギー情報、検査情報、処方・調剤歴、その他緊急処置に必要な情報を、緊急処置に従事する医師が閲覧すること
- (3) システム管理上やむを得ない場合においてシステム管理者がデータ閲覧すること

この文章は、あなたが閲覧同意を与えた医療機関の医療従事者以外が例外的にあなたに関する情報を閲覧するケースについて、同意を得ようとするものです。

ケース1：個人の特定を行う場合

各医療機関の情報を一元的に管理するためには、医療機関毎に管理している「あなた」が同一人物であると確認する必要があります。A医療機関で100番の人とB医療機関で200番の人が同一であるかどうかを「氏名、住所、性別、生年月日、電話番号」を用いて確認します。

しまね医療情報ネットワークに接続した全ての医療機関において、この連携カルテシステムを利用する権限を持つ者は、確認のためにあなたの情報を参照する可能性がありますので、その範囲での閲覧に関して同意を求めるものです。

ケース2：緊急の場合

あなたがA医療機関に同意書を提出した後、B医療機関で情報を見ようとするときには、そこでも同意書（閲覧の同意）の提出が必要です。しかし、例えば意識を失い救急搬送された場合など、あなた自身が同意の意思表示をすることができない場合にあなたの診療情報を見ることができないのでは、逆にあなたの利益を損ないます。

そのため、そうした状況では、あなたが既に同意書を提出した医療機関の診療情報を、同意書を出していない医療機関において、緊急処置に従事する医師に限って閲覧することについて、あらかじめ同意を求めるものです。

ケース3：システム管理上必要な場合

このシステムを管理するうえで、やむを得ない場合においては、システム管理者があなたの診療情報を含むデータを閲覧することについて同意を求めるものです。なお、システム管理を行う者には十分な守秘義務を課し情報管理を徹底しています。

5. 個人情報保護方針について

このシステムを運営するNPO法人しまね医療情報ネットワーク協会の個人情報保護方針、安全管理規程等は、協会ホームページよりご確認いただけます。

NPO法人しまね医療情報ネットワーク協会

ホームページ <http://www.shimane-inet.jp>

6. 同意を取り消したい場合

既にご提出の同意書について、その同意を取り消したい場合には、取り消し申し出書に必要事項を記載のうえ、下記までお送りください。なお、取り消しの手続きが完了するまでの間は、既に提出された同意書を有効なものとして取り扱います。

<取り消し申し出書の送付先>

〒693-0023 出雲市塩冶有原町2-19-3

NPO法人 しまね医療情報ネットワーク協会 事務局 あて

※取り消し申出書様式の入手方法

①下記のホームページから入手

NPO 法人しまね医療情報ネットワーク協会

ホームページ <http://www.shimane-inet.jp>

②事務局あてに送付を依頼

上記「取り消し申出書の送付先」あてに、文書で送付を依頼ください。

文書には、「取り消し申出書様式送付依頼」の記載のほか、「送付先」を忘れずに記載のうえ、返信用切手（80円切手）を同封してください。

7. その他のご相談窓口

NPO 法人 しまね医療情報ネットワーク 事務局

電話0853-30-8058

（平日 9:00～17:00 の受付）

NPO 法人しまね医療情報ネットワーク協会

島根県地域医療支援会議医療IT 専門部会 2012年9月10日決定版

参加同意書

島根県医療情報ネットワーク運営主体 殿
島根県医療情報ネットワーク参加機関 殿

私は、同意説明書（島根県地域医療支援会議医療 IT 専門部会 2012 年 9 月 10 日決定）により説明を受け、以下の事項に同意します。

また、私は、同意説明書と本同意書の控えを受け取りました。

1. 事業参加・公開の同意

私は、「しまね医療情報ネットワーク」に接続している医療機関等で医療サービスを受けたときは、そこで発生した診療情報を、島根県医療情報ネットワークを利用して、「連携カルテ」に登録し、一元的に収集・管理することに同意します。

2. 閲覧同意 本事業に参加済みの場合は、にチェック

私に対する医療サービスを目的として、下標記「参加機関」の医療従事者が閲覧することに同意します。

閲覧を許可する参加機関名称

3. 例外的な閲覧に関する同意

以下の例外的な閲覧についても同意します。

- (1) 個人の特定・紐付のためにあなたの個人情報を参照する場合において、あなたの氏名、住所、性別、生年月日、電話番号を、全ての参加機関で、システム利用権限を有する者が閲覧すること
- (2) あなたが、意識不明になるなど意思表示ができない場合であって、生命または身体を保護するために緊急に医療上の処理が必要な場合において、(1)において閲覧可能な情報に加え、過去医療サービスを受けた参加機関名とその期間、病歴、アレルギー情報、検査情報、処方・調剤歴、その他緊急処置に必要となる情報を、緊急処置に従事する医師が閲覧すること
- (3) システム管理上やむを得ない場合においてシステム管理者がデータ閲覧すること

<患者さん記載欄>

平成 年 月 日

氏名： _____ 男・女（自署）

住所： _____

生年月日：明治・大正・昭和・平成 年 月 日

電話番号： _____

（代理者記載の場合：代理者氏名 _____ 続柄： _____）

2枚複写で参加機関及び本人保管

※医療機関記入欄

ID □□-□□□□-□□□□

No	施設名	電子カルテベンダー	PACS画像 の有無	PACSベンダー	画像中継 サービス	画像レポート SS-MIX出力
1	松江生協病院	セコム	有	—		
2	松江記念病院	ソフトウェア・サービス	有	コニカミルタ	●	
3	松江市立病院	富士通	有	富士通	●	●
4	安来第一病院	アレスシステム	有	キャノン	●	
5	出雲市立総合医療センター	中国サンネット(NEC)	有	テクマトリクス	●	
6	島根県立中央病院	富士通	有	富士フィルムメディカル	●	●
7	出雲市民病院	ケイズ(富士通)	有	キャノン	●	●
8	出雲市民リハビリテーション病院	ケイズ(富士通)	有	—		
9	島根県立こころの医療センター	富士通	有	富士フィルムメディカル		●
10	大田市立病院	ソフトウェア・サービス	有	キャノン→テクマトリクス/フクダ 電子	●	●
11	済生会江津総合病院	両備	有	両備(キャノン)		●
12	益田地域医療センター医師会病院	FIP(富士通)	有	テクマトリクス		
13	松ヶ丘病院	NAIS	無	—		
14	JCHO 玉造病院	ソフトウェア・サービス	有	コニカミルタ	●	
15	安来市立病院	富士通	有	富士フィルムメディカル	●	
16	町立奥出雲病院	中国サンネット(NEC)	有	—		
17	雲南市立病院	ソフトウェア・サービス	有	富士フィルムメディカル	●	
18	飯南町立飯南病院	日立ソリューションズ	有	富士フィルムメディカル/エクセルクリエイ	●	
19	出雲徳洲会病院	ソフトウェア・サービス	有	富士フィルムメディカル	●	●
20	加藤病院	ケイズ(富士通)	無	富士フィルムメディカル		
21	公立邑智病院	中国サンネット(NEC)	有	テクマトリクス	●	●
22	六日市病院	日立メディコ	有			
23	津和野共存病院	ケイズ(富士通)	有	アイナック	●	
24	隠岐病院	中国サンネット(NEC)	有	テクマトリクス	●	●
25	隠岐島前病院	テクノプロジェクト	有	コニカミルタ	●	
26	松江医療センター	FIP(富士通)	有	—		
27	浜田医療センター	ソフトウェア・サービス	有	テクマトリクス	●	●
28	松江赤十字病院	キャノン	有	富士フィルムメディカル	●	●
29	益田赤十字病院	キャノン	有			
30	島根大医学部附属病院	キャノン	有	テクマトリクス	●	●

共用中継サーバ利用医療機関

No	施設名	電子カルテベンダー
1	医療法人青葉会 松江青葉病院	アイ・テック
2	小竹原医院	ORCA&みかん
3	医療法人 社団 乃木クリニック	湯山製作所
4	医療法人大畑整形外科	湯山製作所
5	医療法人 泉仁会 なかじま耳鼻科	BML
6	前之園泌尿器科内科医院	東芝メディカルシステムズ
7	医療法人仁心会 津森医院	テクノプロジェクト
8	医療法人社団 泉胃腸科医院	湯山製作所
9	医療法人 堀内科胃腸科医院	日立メディカルコンピューター
10	ほしの内科・胃腸科クリニック	東芝メディカルシステムズ
11	医療法人 ぽよぽよクリニック	パナソニック
12	医療法人入澤クリニック	湯山製作所
13	医療法人いわもと耳鼻咽喉科医院	湯山製作所
14	医療法人社団太田脳神経外科クリニック	湯山製作所
15	医療法人社団ほほえみ会 いんべ杉谷内科・小児科醫院	湯山製作所
16	医療法人博心会あさひまちクリニック	テクノプロジェクト
17	たまゆ内科クリニック	湯山製作所
18	津田小学校前よしの医院	湯山製作所
19	つだ胃腸科内科クリニック	パナソニック
20	小川在宅診療所	EMシステムズ
21	やまもと整形外科クリニック	湯山製作所
22	湖北つきはしクリニック	湯山製作所
23	たにむら内科クリニック	湯山製作所
24	杉原クリニック	パナソニック
25	医療法人社団 吉田医院	ORCA&みかん
26	医療法人社団 日立記念病院	ケイズ
27	医療法人 杉原医院	パナソニック
28	医療法人山岡医院	テクノプロジェクト
29	医療法人社団自進堂河原泌尿器科医院	ORCA&みかん
30	医療法人社団耕雲堂小林病院	レゾナ
31	後藤内科医院	パナソニック
32	医療法人古瀬医院	テクノプロジェクト
33	医療法人江口内科医院	テクノプロジェクト
34	須谷医院	日立メディカルコンピューター
35	医療法人園山医院	湯山製作所
36	医療法人知井宮堀江医院	テクノプロジェクト
37	医療法人伊藤医院	パナソニック
38	医療法人深田医院	湯山製作所
39	医療法人医純会すぎうら医院	テクノプロジェクト
40	医療法人相川耳鼻咽喉科医院	テクノプロジェクト
41	児玉医院	テクノプロジェクト
42	出雲休日・夜間診療所	テクノプロジェクト
43	三原医院	テクノプロジェクト

44	佐田診療所	テクノプロジェクト
45	医療法人つむらファミリークリニック	テクノプロジェクト
46	えだクリニック整形外科リハビリテーション科	テクノプロジェクト
47	おおつ内科クリニック	湯山製作所
48	社団医療法人ホームクリニック暖	テクノプロジェクト
49	須佐クリニック	テクノプロジェクト
50	医療法人社団 g r a s s b a m b o o 草竹クリニック	湯山製作所
51	豆の木在宅診療所	テクノプロジェクト
52	すたに呼吸器内科クリニック	日立メディカルコンピューター
53	とよだ内科頭痛クリニック	テクノプロジェクト
54	みもりキッズ・ファミリークリニック	湯山製作所
55	ひゃくどみクリニック	湯山製作所
56	医療法人社団福田医院	パナソニック
57	医療法人社団 合原医院	湯山製作所
58	医療法人社団 合原医院鳥井診療所	湯山製作所
59	大田呼吸循環クリニック	パナソニック
60	医療法人わだ耳鼻咽喉科医院	テクノプロジェクト
61	医療法人社団摯静会やまうち内科	テクノプロジェクト
62	医療法人郷原医院	パナソニック
63	医療法人社団悠伸会うめがえ内科クリニック	湯山製作所
64	仁寿診療所ながひさ	ケイズ
65	医療法人恒仁会山脇整形外科医院	パナソニック
66	医療法人心和会 船津内科医院	ORCA
67	井廻医院	アイネットシステム
68	おかだファミリークリニック	EMシステムズ
69	敬川沖田クリニック	湯山製作所
70	花田クリニック	パナソニック
71	浜田市国民健康保険 大麻診療所	湯山製作所
72	医療法人社団沖田内科医院	パナソニック
73	医療法人社団やすぎクリニック	湯山製作所
74	おさだ眼科クリニック	パナソニック
75	医療法人岡本胃腸科内科岡本胃腸科内科医院	パナソニック
76	中村呼吸器内科医院	パナソニック
77	都医院	パナソニック
78	医療法人社団やすぎクリニック うのピアノクリニック	湯山製作所
79	医療法人社団寺井医院	パナソニック
80	医療法人金島胃腸科外科	テクノプロジェクト
81	医療法人 山藤整形外科医院	パナソニック
82	医療法人黒田医院	EMシステムズ
83	医療法人奥村医院	ORCA&みかん
84	医療法人財団公仁会鹿島病院	テクノプロジェクト
85	松江市国民健康保険来待診療所	パナソニック
86	医療法人伊藤医院	湯山製作所
87	伊藤医院 下意東出張所	湯山製作所
88	伊藤医院 出雲郷出張所	湯山製作所

89	医療法人千原医院	湯山製作所
90	医療法人社団信愛会永生クリニック	BML+パナソニック
91	医療法人石原医院分院	湯山製作所
92	町立馬木診療所	湯山製作所
93	医療法人山根医院	湯山製作所
94	医療法人社団蛍雪会はまもと内科クリニック	湯山製作所
95	むらた耳鼻咽喉科	湯山製作所
96	雲南市立病院附属掛合診療所	テクノプロジェクト
97	医療法人西尾医院	パナソニック
98	医療法人児玉医院	テクノプロジェクト
99	本田医院	BML
100	原医院	パナソニック
101	医療法人 いしとび内科医院	パナソニック
102	大田市国民健康保険仁摩診療所	パナソニック
103	邑南町国民健康保険直営 矢上診療所	テクノプロジェクト
104	医療法人社団沖田内科医院金城沖田医院	パナソニック
105	浜田市国民健康保険 波佐診療所	湯山製作所
106	中村医院	湯山製作所
107	野上医院	湯山製作所
108	浜田市国民健康保険 あさひ診療所	湯山製作所
109	酒井外科内科医院	テクノプロジェクト
110	医療法人小笠原小笠原医院	パナソニック
111	医療法人好生堂 和崎医院	パナソニック
112	つわぶき医院	パナソニック
113	隠岐の島町国民健康保険 中村診療所	テクノプロジェクト
114	国民健康保険知夫村診療所	テクノプロジェクト
115	海士町国民健康保険 海士診療所	テクノプロジェクト
116	隠岐の島町布施へき地診療所	テクノプロジェクト
117	西ノ島国民健康保険浦郷診療所	テクノプロジェクト
118	隠岐の島町国民健康保険五箇診療所	テクノプロジェクト
119	へき地三度出張診療所	テクノプロジェクト